

ご存じですか？ 児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童

手当の金額(月額)

- ▶児童1人の場合
全額支給／41,550円・一部支給／41,540～9,810円
- ▶児童2人以上の加算額
2人目／5,000円・3人目以降1人につき3,000円

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父、もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。



手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合、その年度(8月～翌年7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、請求者が公的年金を受けることができたり、対象児童が福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。
※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。

所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350
4人	171	344	388
5人	209	382	426

扶養親族などの数	所得額	
	受給者	配偶者および養育者
0人	459.6万円	628.7万円
1人	497.6	653.6
2人	535.6	674.9
3人	573.6	696.2
4人	611.6	717.5
5人	649.6	738.8

現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月1日(月)～31日(水)の間に現況届、特別児童扶養手当を受けている方は8月11日(木)～9月9日(金)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。

この届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

問い合わせ先 児童扶養手当について／役場こども未来課児童福祉係 ☎482-2921 (課直通)
特別児童扶養手当について／役場保健福祉課社会福祉係 ☎482-2935 (課直通)

大切な家を守るお手伝い

住宅の簡易耐震診断・耐震改修費補助金

既存住宅の耐震化の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減することを目的に、住宅の簡易耐震診断と耐震改修費用の助成を行っています。対象は、町内の既存住宅(居住用で昭和56年5月31日以前に着工された住宅)です。

▶耐震診断

既存住宅の地震に対する安全性について、図面と申し込みされた方からの聞き取りによって診断します。診断料は無料です。

▶耐震改修費の補助

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。詳しい要件や手続き、補助額などについては、お問い合わせください。

住宅ローンの利子補給

住宅建築や定住の促進、地域の振興を図ることを目的に、住宅の新築などを行うために金融機関から融資を受けた方に対し、支払利子の一部を助成しています。対象は、町民の方や町外から移住されてくる方で、町内の業者を利用して住宅の新築・増築・改築・リフォームなどを行い、町の指定する金融機関から融資を受ける方です。

自分の住宅を持ちたい、子どもが成長し手狭になってきた住宅を増築したい、老朽化してきた住宅をリフォームしたいなど、さまざまなケースがあるかと思えます。検討されている方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。詳しい要件や手続き、補助額などについては、お問い合わせください。

住宅相談窓口

下記のとおり「住宅相談窓口」を開設しています。

- これから住宅を建てたい
- 現在お住まいの住宅建て替えやリフォームなどのアドバイス
- 住宅建築資金利子補給制度のご案内

など、有資格者がさまざまな相談に応じます。

また、近年、悪質なりフォーム業者による被害が相次いでいると報道されています。大切な財産を守るため、また被害に遭わないためにも、ぜひ住宅相談窓口をご利用ください。

▶受付時間／8時45分～17時30分(土・日曜日、祝日を除く)

▶開設場所／役場庁舎 中2階 住宅相談室

※建築担当者が不在の場合もありますので、事前に電話などでご連絡ください。日程の調整を図り、対応します。

問い合わせ先／役場建設課建設係・都市計画建築指導係 ☎482-2941 (課直通)

みんな集まれ!

第8回子どもフェスティバル

楽しいイベントがいっぱいだよ!

毎年恒例となった「子どもフェスティバル」を、9月に開催します。

今年も、北海道教育大学釧路校の先生と学生の皆さんが遊びに来てくれることになりました。

子どもたちはもちろん、お父さんやお母さんも一緒に楽しみませんか? 皆さんのご来場をお待ちしています!

▶日時／9月3日(土) 10時～14時

▶場所／弟子屈町公民館

▶内容

- 折り紙&ペーパークラフト
- 伝承遊び
- 手作りおやつ
- ネイチャークラフト
- 乳幼児コーナー
- スーパーボール作り(予定)
- 北海道教育大学釧路校によるコーナー
- 歯ピカ表彰式(13:30～)

※対象者の方には、事前に保健福祉課健康推進係から事前にご案内します。

当日は、ワゴン車での送迎を行います。(事前の申し込みが必要です)

乗車希望の方は、乗車時間や停留所などを子どもフェスティバル実行委員会にお問い合わせください。



昨年のフェスティバルの様子

1日遊んでいく方は、お弁当を持ってきてください。冷たい麦茶(無料)を用意しています。



問い合わせ先／弟子屈町子どもフェスティバル実行委員会 ☎482-5667 (役場子ども未来課子育て推進係)